



e ラーニング

特別区制度

(e ラーニング)

特別区職員にとって基本知識である特別区制度について、地方自治法等の条文を確認しながら、その特徴を理解する。

実施日程

12月1日(火)～12月22日(火)

【0.5日程度】

※eラーニング方式のため、学習に要する時間は個人によって異なり、所要時間を一律に設定することはできません。

※上記期間以外は、専用サイトにアクセスできませんのでご注意ください。

■ 対象 全職員

■ 定員 104名程度

■ 受講方法 インターネットに接続できる職場のパソコン等での受講

本研修はインターネット上の学習サイトにアクセスしていただくeラーニング形式により実施します。

こんな方にお勧めです

eラーニングにより都区間での事務配分や税財政制度等、特別区制度の特徴について、地方自治法等を読み解きながら学びたい職員



【問合せ先】 特別区職員研修所 管理課 企画研修係 03-6261-1560

カリキュラム

概要

- 地方自治法等における特別区の定義・性格・役割
- 特別区の事務、税財政における特例
- 都と特別区、特別区相互間の調整の特例
- 講義で学んだ特別区制度の理解度テスト など

※ カリキュラムの一部が変更となる場合があります

教材の一部（参考）

2.都と区の特例な関係

参考テキストP7

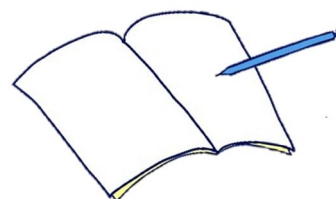
(1) 特別区制度の特例

	特例・変則	地方自治法	地方自治法施行令
都と区の特例な関係	事務の特例	第281条の2	第210条の17
	税財政の特例	第282条	第210条の10～15
	都区間・特別区相互間の調整の特例	第282条の2、第281条の6、第283条	第210条の16
制度上の変則	自治体の分類の特例	第1条の3 ※地方自治法について	
	区域の特例	第28条	
	旧制度の残滓	附則	

1.特別区制度とは

(1) 特別区制度とは

○特別区制度とは



1.特別区制度とは

(1) 特別区制度とは

○特別区制度とは

人口が**高度に集中する大都市地域**において、広域自治体(都)と複数の基礎自治体(23区)の**特別な役割分担**により、大都市**行政の一体性確保**と**身近な自治の両立**を図る大都市制度